

災害救助法：障害物の除去に関するご案内

支援の概要

台風 15 号に伴う災害により、半壊以上又は床上浸水した住宅に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の障害物について、袋井市が業者に除去を依頼し、その費用を市が直接業者に支払います。

※費用の限度額：1 世帯あたり 138,300 円以内

(限度額を超えた場合は、自己負担となります。)

対象となる方（世帯）

次のすべての要件を満たす方（世帯）が対象となります。

- (1) 災害により「半壊以上又は床上浸水」の被害を受けた住宅にお住まいの方
- (2) 土石及び竹木等で住むことができない状態
- (3) 自らの資力では障害物を除去できない

除去の対象物

土石及び竹木等

(畳、家財等の除去は含みません。また、除去後の清掃や消毒は含みません。)

*重機による大まかな撤去作業費が対象

除去の対象場所

居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所

(住宅の入口が閉ざされている場合の玄関回りも含みます。)

必要書類

- 1 「障害物の除去」に関する申込書【様式第 1 号】
- 2 資力に関する申出書【様式第 2 号】
- 3 住宅の障害物の除去申込チェックシート
- 4 災証明書の写し
- 5 住居内の除去前の写真
- 6 見積書

次ページへ続く。

留意事項

(1) 障害物の除去を実施する際は、実施箇所がわかるよう除去前の写真撮影をお願いします。

カメラがない場合は、スマートフォンでも構いません。必ず被災状況の写真を撮影してください。

除去をしてしまったからでは正確な被害状況が把握できなくなってしまうため、ご協力をお願いします。

(2) すでに被災者様名義で業者に依頼している場合（支払い前に限ります）は、ご相談ください。

